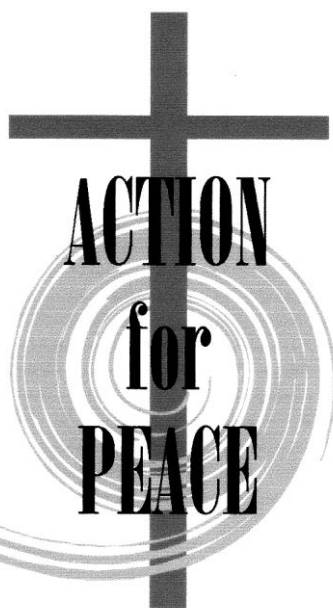


日本バプテスト連盟  
憲法改悪を許さない  
私たちの共同アクション

# ニュースレター

2016 年 4 月 20 日 No. 35

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



## ■憲法 9 条は空手形に: 戦争法で何が変わったのか

市川八幡キリスト教会 高市和久

### 他国の戦争に参戦

昨年 9 月に「成立」したことにされ、3 月に施行された戦争法（「平和安全法制」）は、11 本の法律の新設・改訂の総称で、多くのことが一度に変えられました。その内容を整理しておきましょう。

これまで、自衛隊の武力行使には、日本に対する急迫不正の侵害があり、これに対抗する他の手段がなく、必要最小限の武力行使にとどめるという三つの条件がありました。その第 1 の条件が「わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」に変えられました。日本が武力攻撃を受けたら必要最小限の自衛権を行使することは許される、と政府は説明してきましたが、これが「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」に拡張されたのです。

しかし、「密接な関係にある他国」すなわち合衆国は、アフガニスタンやイラクなど世界中で戦争をしており、毎日のように攻撃を受けています。これからは、間接的にでも日本に影響があると政府が判断しさえすれば、いつでも派兵できるのです。

「存立危機」を言う首相は、「満蒙（まんもう：満州と蒙古）は日本の生命線である」と主張して満州事変を起こし、足かけ 15 年の戦争と悲惨な敗戦に導いた歴史を思わせます。

## 戦闘地域にも派兵

これまでのテロ対策特別措置法（2001 年）やイラク特別措置法（2003 年）による海外派兵との大きな違いは、自衛隊の活動を「非戦闘地域」に限るという歯止めがなくなったことです。武装して戦闘地域に飛び込んで行けば、米軍の仲間とみなされて攻撃を受けるのはあたりまえです。そうなれば武器を使って応戦します。参戦の口実を作りたいのでしょうか。

PKO に参加している他国の部隊が攻撃されたとき応援する「駆けつけ警護」も自衛隊の任務とされました。元自衛官の泥憲和さんは「敵と味方の区別もつかず、同士討ちになる。国連 PKO の規定にもない」と批判します。自衛隊員の生命の危険は一挙に高まりました。犠牲者が出れば、靖国にまつれという大合唱が起こるでしょう。

## 危険な後方支援

「存立危機事態」だけでなく、「わが国の平和および安全に重要な影響を与える事態」（重要影響事態）や「国際社会の平和や安全を脅かす事態」（国際平和共同対処事態）であると国が認定した場合も、自衛隊が「後方支援活動」を行えることになりました。

後方支援とは、兵員・武器・弾薬・燃料・食糧などを前線の基地へ運ぶことです。これがなければ戦争はできません。ですから軍隊は相手の補給路を断つために全力を挙げます。しかも、大量の人員・物資を運べる輸送船や輸送機は動きが遅く、相手国から見ればもっとも容易に攻撃できる急所です。後方だから安全だという首相の説明はうそです。

旧日本軍の敗因の一つは補給の失敗でした。ガダルカナル戦（1942 年 8 月 - 43 年 2 月）では 3 万人あまりの将兵のうち死亡または行方不明が 2 万人、しかし直接の戦闘での戦死者は 5000 名だけで、残りは餓死、戦病死、自決、友軍による射殺でした（現地将校の報告）。補給に失敗したからです。補給は戦争そのものなのです。

## 邦人救出・邦人保護・人質救出

戦争法により自衛隊には新たに邦人救出の任務が加えられました。これは海外で災害や紛争が発生したとき、現地政府の合意を得た上で自衛隊が日本人を避難させることを指しています。民間機をチャーターして外交官が指揮するやりかたが通用しない、より危険なケースを想定しているのです。攻撃を受けて戦闘になることもありえます。

首相はこの規定をさらに拡大解釈して、テロリストの人質になった日本人を救出するために自衛隊を使うことも必要だと発言（2015年1月29日衆議院予算委員会）、防衛省・自衛隊の準機関紙「朝雲」（あさぐも）に人質救出を甘く見ていると批判されました（2月12日）。米軍の特殊部隊でさえ、人質事件の武力解決に成功したのはアフガニスタンで起きた拉致事件の1例だけなのです。

初めから全面戦争に発展させるつもりで出兵するときにも、「邦人保護」は便利な口実になります。日清戦争（1894-95）、シベリア出兵（1918-25）、山東出兵（1927-28）、第1次上海事変（1932）など、多くの戦争が「居留民保護」を名目として開始されたり拡大されたりしました。「海外の日本人を守る」という文句にだまされてはなりません。

## 違憲立法議員をやめさせよう

他国の戦争に参戦し、売られてもいないけんかを買いに行く戦争法が憲法9条に反することは明らかです。国会議員は日本国憲法に従うことを前提として選挙されたのですから、違憲の法律を通した議員はみずから議員の資格を否定したも同然です。戦争法に賛成した議員をやめさせましょう。

●高市和久先生に、安全保障関連法においてどのようなことが起こっていくのか、わかりやすく書いていただきました。7月に行われる予定の選挙において、私たちは、どのような平和観をもって臨むのでしょうか。これを機に、一緒に話し合ってみたり、互いに説明を入れながら理解を深めていく時を持てれば、との願いをもって、執筆いただきました。教会学校や各会などの機会に用いるのも、一案です。ぜひ教会の仲間たちと共に考えてみましょう。

今夏の参院選を前に、迫り来る「改憲ステージ」の山場に危機感を募らせ、為すべき行動、祈るべきことばを求め、また集めていくために各地で集会が計画されています。

東京地方連合、北関東地方連合、神奈川連合が5月3日に合同で憲法フェスティバルを開催することは、前号のニュースレター(34号)でお知らせいたしましたが、同日、福岡でも5.3憲法集会が、また6月4日には東北・仙台で集会が開催されます。

連合単位でなくても、ブロック、地域レベルで集いを持つことができれば幸いです。

いずれにしても、いまという歴史を、平和をつくりだす者としての使命を掲げて共に歩んでまいりましょう。

憲法改悪を許さないバプテスト共同アクション

# 憲法改悪反対

## バプテストの集い in九州

安倍政権の目指す国家とは? 2016  
～自民党政権を見つめる～

2014年7月  
政府は憲法を無視して「集団的自衛権の行使」を「容認」しました

2015年9月  
与党は国民の声を無視して「安全保障関連法」を「成立」させました

そして2016年夏  
安倍政権は「憲法改正」を打ち出して選挙に臨もうとしています

安倍政治は  
この国をどこへ導こうとしているのでしょうか?  
その先には、どんな「国のかたち」があるのでしょうか?

聖書は、「神の国」の訪れを告げました  
教会は、キリストによる「神の国」の到来を信じ  
終末を望みつつ歩んでいます

だから今、共に集まらねば  
だから今、共に学びましょ  
そして今こそ、声を挙げましょ

5月3日(火)午後2時～4時

会場 **バプテスト福岡教会**  
福岡市中央区荒戸2-5-16

●主催●  
憲法改悪を許さない私たちの共同アクション in 九州  
問い合わせ ●092-323-5151 / 松岡一作(福岡西部教会)



## 東北バプテスト連合 憲法フェスティバル

「憲法改悪を許さない私たちの共同アクション」の呼びかけに呼応して

2015年秋、  
安全保障関連法(戦争法)が强行採決されてしまいました。  
この法律により、日本は「戦争ができる国」になりました。  
けれども、この法律が導く結果は、日本は「戦争をしなければ生きていけない国」となるという事実です。

次は9条を含む憲法の明文改悪。  
今夏の参院選の結果次第では、国会は一気に改憲に突き進むことになりかねません。

いよいよ正念場。声をあげ、行動するとき。  
武力によらない平和の祈りを強く誓いでいくとき。  
私たちは、安全保障関連法の廃止を求めます。  
イエス・キリストの御心に従って。  
平和を祈り、共に歩み進めよう。  
平和の主イエス・キリストの御名によって  
歴史への責任を果たしていきましょう。

日本バプテスト連盟「憲法改悪を許さない私たちの共同アクション」の呼びかけに応え、下記の手立てで「東北連合憲法フェスティバル」を行います。ぜひ参加ください。

■日時 2016年6月4日(土)  
午前 11:00～15:00

■会場 日本バプテスト  
仙台基督教会

■講師 井堀 哲弁護士  
八王子めじろ台教会員 シヤローム法律事務所弁護士  
「安倍政権選挙準備委員会」東京 弁護士事務所長

■講演「なぜ私たちは  
安保法制に反対するのか」

※DVD映画「戦争のつくりかた」の上映、参加者の皆さんからのリレートークなども考えています。

●主催  
東北バプテスト連合宣教活動委員会 社会委員

●共催  
日本バプテスト連盟  
憲法改悪を許さない私たちの共同アクション

問い合わせ●日本バプテスト仙台基督教会 022-233-3550



THE FUTURE IS OURS

# 明日を 決めるのは 私たち 平和といのちと 人権を!

有明防災公園(東京都港区有明公園)

2016.5.3 (火-休) 有明公園 11:00・集会 13:00・有明公園(有明) 14:00  
有明公園(有明) 15:00・有明公園(有明) 16:00

## 5.3 憲法集會

主催 5.3憲法集會実行委員会 事務局 戦争を許さない9条を守る会(総務)執行部事務局  
事務局 戦争を許さない9条を守る会(総務)事務局  
事務局 戦争を許さない9条を守る会(総務)事務局  
事務局 戦争を許さない9条を守る会(総務)事務局

※5月3日には有明運動公園で、市民が結集する大集会が予定されています。このこともおぼえていきましょう。

